

1. 申請の要件		2. 根拠法令	
17. 火薬類の譲渡許可証、譲受許可証の書換		火薬類取締法 第17条 第7項	
3. 申請に関する説明			
<ul style="list-style-type: none"> 譲渡許可証又は譲受許可証の交付を受けた者で、その譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく交付を受けた市長に届け出て、その書換を受ける必要があります。 火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書の変更事項の欄に定められた事項についての申請であった場合は書換えを行います。なお、申請内容が、火薬類の譲渡、譲受の許可に係る変更であると認められた場合には、あらたに火薬類の譲渡、譲受の許可が必要となります。 			
4. 関係条文			
法		施行規則	第38条の2 譲渡又は譲受許可証の書換の申請
	施行令		市細則
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数
		- 日	- 部
8. 告示又は通知			
9. 審査する事項			
申請内容が、火薬類の譲渡、譲受の許可に係る変更事項に該当するか審査します。			